

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約」では、締結国は子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画では、次代を担うのは今の子どもたちであることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めていきます。

(2) 次世代を育成する長期的な視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視点に立って子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に少子化問題は、その時々住民意識や社会背景・経済情勢によって大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものですが、次代を担う子どもの育成はまさに"人づくり"であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないところから、長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

(3) 地域全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめ地域全体がさまざまな社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力をもってかかわっていく必要があります。

また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、"大淀らしさ"に配慮しつつ、質の高い、多様なサービスの提供が求められています。このような対応を確かなものにするためにも、地域全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

2 基本理念

大淀町の次世代意育成支援対策のめざす方向として、次の基本理念を定めます。

子どもの輝きがすべての住民を結ぶまち 大淀

急速な少子化をはじめ、価値観の多様化や核家族化、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かせないものであり、そのため、親のみが子育てに関わるのではなく、地域の人と人とのふれあいを大切にしながら、子どもたちの成長を社会全体で支えていくことが求められています。

大淀町では、家庭や地域の温かいまなざしと支え合いの中で、子どもたちの成長していく輝きが、世代を超えてすべての住民を結び、それによって明るい未来が描けるまちづくりをめざします。

3 基本目標

本計画の基本理念を実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 母と子の健康づくり支援

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てることができるよう、妊娠、出産から乳幼児期を通じて、母と子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援するとともに、思春期保健対策や食育²、自分らしい子育ての取組みを支援します。

また、保健・福祉・医療に関するサービスが、総合的かつ安心して受けられるよう、関係機関間あるいは地域等との連携強化を図るとともに、周産期医療³・小児医療体制の充実、障がい児の療育体制等の整備を推進します。

(2) 子育てに係る意識の啓発並びに情報提供の充実

すべての住民が、子育てについての理解を深め、家庭、地域、職域などすべての場で子育ての支援の推進が図れるよう、子育てに関する情報提供の充実に努めるとともに、講演会、研修会の開催等を通して子育て支援に関する意識の向上や、次代の親づくりのための啓発活動等を推進し、地域全体で子育てを行う雰囲気醸成に努めます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

女性の就労の増加を背景に保育ニーズが多様化している。しかし、仕事で多忙な生活実態であっても、家庭生活における活動と仕事の両立ができるよう、また、すべての人が多様なライフスタイルを選択でき、楽しみながら子育てができるよう、延長保育や放課後児童健全育成など多様で弾力的な保育サービスの充実に努

²食育

食に関する教育をさすが、単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での一家団楽を通じて社会性を育んだり、わが国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

³ 周産期医療

妊娠後期から新生児早期までの期間、母体・胎児・新生児を総合的に管理して、母と子の健康を守るための医療をいう。

めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業等の推進や育児休暇制度の周知普及に努めるなど、子育てと仕事との両立を支援するための施策の推進を図ります。

さらに、男女が協力して、ともに子育てに参加する意識が浸透し、子どもをもちたいと思える社会づくりや、結婚してから子どもを産みやすく、育てやすい、そして子育てが楽しいと感じる環境づくりを推進します。

(4) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

近年、不登校などの問題がより複雑化、深刻化し、心身ともに健やかな子どもを育むことの必要性がより一層高まっています。

そこで、次代の担い手である子どもが、心豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境を整備し、子どもの教育の充実、家庭教育の支援に努めます。

また、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育みながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ・文化活動、社会活動等の活性化を図るとともに、遊びなどを通じて仲間づくりができる子どもの居場所づくりや、子ども同士あるいは高齢者や外国人等幅広い世代や地域の人々との交流の促進に努めます。

さらに、子どもがのびのびと心豊かに育つよう、子どもを取り巻く諸問題に対する相談体制や支援体制の充実に努めます。

(5) 子どもの人権擁護の推進

子どもは、子どもである前に一人の人間として、心身ともに健やかに生まれ、育成される普遍的な権利を持っているものであり、家庭環境や障がいの有無でこれらの権利が保障されないことのないよう支援策を進めます。

また、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待の増加・深刻化や、いじめの問題など、子どもの権利侵害が社会問題化する中、子どもの権利を守る相談・支援体制の充実に努め、実効性のある講座・研修等に取り組めます。

(6) 地域における子育ての支援の推進

少子化・核家族化の進行、また、地域社会の連帯感の希薄化などにより、家庭

や地域の子育て力が低下し、子育てに伴う負担感・不安感が増大する一因となっています。

そこで、「子どもは地域の一員」の認識の下、さまざまな地域活動への子どもの参画を促進し、世代間交流を図るとともに、地域における子育て力の再生を図り、地域ぐるみの子育て支援の取り組みを進めます。

そのため、子育ての悩みや不安感を軽減する相談・支援体制の整備を図るとともに、相談機関や各種支援サービスについての適切な情報の提供に努めます。

また、子育て中の保育者の仲間づくりや社会参加の促進、子育て相互援助活動などの活性化を促進します。

(7) 生活環境の整備による子育ての支援

子育てを安心して行うことができるよう、公共施設等の整備においては、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点(ユニバーサルデザイン⁴)に配慮するとともに、子どもを犯罪や交通事故等の被害から守る活動を、地域や関係機関等と連携しながら安全・安心の街づくりを推進します。

また、本町の山や川の豊かな自然を活かし、恵まれた環境の中で子育てを行うことの大切さを再認識するとともに、次世代にその大切な資産を引き継ぎます。

⁴ ユニバーサルデザイン

まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障害にレベルにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。

4 次世代育成支援行動計画の施策体系

